

中間試験 (2023.05.26.実施) 解説

2023.06.01. 佐藤

## I. 全体についての講評

### 1. 全体

#### 論理的記述を行うこと。

1. 答案全体についての問題として、論理的記述のできていないものが多い。設問についての以下の講評の中で提示している単語が登場はするが、それが論理的につながっていない答案が多い。設問の1. から4. は、あくまで論理的に記述することができるために設定した設問である。関連する単語が登場することよりも、論理的に記述できていることの方が重要である。
2. 前提として、自分の頭で考えること。丸暗記しても、論述は解答できない。どのように論理がつながっていくのかを考えてもらいたい。
3. なお、中間試験ではいつものことではあるが、勉強せずに受験している。

### 2. 各設問

1. 論点は、法的論点でなければならない。Yes or No で解答できる設問とすること。  
他の設問と同じ配点であるのだから、しっかりと考えたうえで解答すること。
2. 法内容の説明の「法」は、法学入門で「法源」として述べられたこと。法律と判例。  
法律条文の数字だけを書いても意味はない。中身を書かなければならない（言うまでもないことだが、中身とは、条文を書き写すことではない）。
3. 諸説は、少なくとも講義で述べたレベルの内容は記述されていなければならない。  
講義で述べたように、説の名称だけを書いても解答にはならない。説の名称は説の内容を理解するための手がかりにすぎないので、説の内容を書かなければならない。  
説は、判断基準についての様々な考え方ですので、特定の結論が導き出されるものではない。いかなる結論となるかは、ケース・バイ・ケース。
4. 自説の述べ方は、一回生「基礎演習」等の講義で学習した内容が必要。
5. わずかの新聞記事から事例についての判断などはできない
6. 全体をみて採点した。個々の部分だけだと以下の解答例に近いことが記載されていても、他の部分から判断して、理解できていないと考えられる場合には、部分点は出していない。

### 3. 記述方法

1. 答案作成の前に、論理を組み立てた上で、書き始めること。
2. 今回の中間試験で、自分のペースがつかめたと思うので、最終試験では、試験開始の最初5分間は書き始めないで、解答の構想を練る時間にあてる、などの対処を各自でとること。
3. 情緒的な記述はダメ。  
「広い」「狭い」、「重い」「軽い」など、論理的でない記述が多くみられた。また、要件を提示する記述の中で「など」と書く、「～について」「～に関する」という記述等、ごまかそうとしている記述も見られた。
4. 書き方の訓練をしたい者がいれば対応する。

## II. 個別の問題についての講評

問題：以下の①から②の新聞記事のうちから一つを選び、次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法内容の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

## ①名古屋芸術大学事件

朝日新聞 2018年03月02日付より佐藤が作成

名古屋芸術大を懲戒解雇された元教授2人は17年12月、解雇無効などを求めて提訴した。元教授は大学を運営する学校法人名古屋自由学院の教職員組合の正副委員長だ。訴状によると、元教授は17年10月、教職員用メールアドレスに組合ニュースを投函（とうかん）したところ、就業時間内に組合活動をしたなどとして処分されたと主張している。学院側は請求棄却を求めた。取材に対しては、「訴訟継続中のためコメントできない」と文書で回答した。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 企業施設利用の組合活動と所有権侵害
- 2.採点基準 : 項目があれば、△。説明されていれば、○。

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 団結権、所有権、国鉄札幌機関区事件最判
- 2.採点基準 : 部分的に述べられていれば△。全体としてだいたい述べられていれば、○。

### 3. 諸説

- 1.要点 : 受忍義務説・許諾説
- 2.採点基準 : 内容の説明説が述べられているだけだと、△。  
内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○。

### 4. 自説

- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
採用しない説についての反論があれば、○。

## ②長井市事件

朝日新聞 2001年03月13日付より佐藤が作成

行財政改革に伴い、長井市が職員給料の削減を提案している問題で、市職員労働組合は12日、提案の白紙撤回を求めて庁舎内の廊下で座り込みを始めた。トラブルなどはなかったが、この日の労使交渉も平行線で、進展しない場合、市職労組側は16日まで座り込むという。市職労組側によると、市職員は事前に年休届けを出しているのだから、法律上問題ない、という。市総務課では、「座り込みは地方公務員法で禁止された争議行為だ。年休を取っての座り込みは認められない」との見解だ。

### 1. 労働法上の論点

- 1.要点 : 遵法闘争が法的に争議行為と評価されるか否か
- 2.採点基準 : 項目があれば、△。説明がされていれば、○

### 2. 法状況の説明

- 1.要点 : 労調法7条では争議概念として業務の正常な運営を阻害する行為  
争議行為の正当性判断要件: 目的の正当性と手段・態様の正当性
- 2.採点基準 : 項目の提示のみでれば、△。おおむね正確に説明できていれば、○。

### 3. 諸説

- 1.要点 : 争議行為説、権利行使説
- 2.採点基準 : 内容の説明は当然として、根拠と批判のいずれがあれば、△。両方あれば、○。

### 4. 自説

- 1.要点 : 理由を示して自らの立場を選択することが最低限必要
- 2.採点基準 : 自らの立場が選択されていることが最低限必要。  
説得的な理由付けができ、採用しない説の検討がされていれば、○。